白岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則をここに公布する。

　　平成２５年１２月１０日

白岡市長

白岡市規則第４０号

白岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、専用水道及び簡易専用水道の適正な維持管理を図るため、水道法(昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和３２年政令第３３６号)及び水道法施行規則(昭和３２年厚生省令第４５号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（専用水道の布設工事確認申請等）

第２条　法第３３条第１項の申請書は、様式第１号の専用水道布設工事設計確認申請書により行うものとする。

２　法第３３条第５項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、定める書類により行うものとする。

⑴　専用水道の布設工事の設計が法第５条の規定による施設基準に適合することを確認した場合　専用水道布設工事設計確認通知書（様式第２号）

⑵　専用水道の布設工事の設計が法第５条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合　専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第３号）

（専用水道の布設工事確認申請書記載事項変更の届出）

第３条　法第３３条第３項の規定による届出は、様式第４号の専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して行うものとする。

（専用水道の給水開始前の届出）

第４条　法第３４条第１項において準用する法第１３条第１項の規定による届出は、様式第５号の専用水道給水開始前届に、同項に規定する水質検査及び施設検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して行うものとする。

（専用水道の水道技術管理者の設置等の届出）

第５条　専用水道の設置者は、法第３４条第１項において準用する法第１９条第１項の規定により水道技術管理者（法第２４条の３第６項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。以下同じ。）を設置し、又は変更したときは、速やかに様式第６号の水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）設置・変更届に、当該水道技術管理者の資格を有することを証明する書類の写し等を添付して市長に報告するものとする。

（専用水道業務委託開始等の届出）

第６条　法第３４条第１項において準用する法第２４条の３第２項前段の規定による届出は、様式第７号の専用水道業務委託開始届に、当該委託を証する書類の写しを添付して行うものとする。

２　法第３４条第１項において準用する法第２４条の３第２項後段の規定による届出は、様式第８号の専用水道業務委託契約失効届により行うものとする。

（専用水道の休止又は廃止の届出）

第７条　専用水道の設置者は、専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに様式第９号の専用水道休止・廃止届により市長に届け出るものとする。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第８条　簡易専用水道を設置したときは、当該簡易専用水道の設置者は、速やかに様式第１０号の簡易専用水道設置届を市長に届け出るものとする。

２　簡易専用水道の設置者は、前項の規定による届出事項を変更したときは、速やかに様式第１１号の簡易専用水道届出事項変更届に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して市長に届け出るものとする。

３　簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに様式第１２号の簡易専用水道休止・廃止届により市長に届け出るものとする。

（検査の結果報告）

第９条　簡易専用水道の設置者は、法第３４条の２第２項の規定により地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに様式第１３号の簡易専用水道受検報告書に、当該検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して市長に報告するものとする。

（緊急停止の報告）

第１０条　専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第３４条第１項において準用する法第２３条第１項又は省令第５５条第４号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに様式第１４号の給水緊急停止報告書により市長に報告するものとする。

（改善の指示等）

第１１条　市長は、法第３６条第１項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第３項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、様式第１５号の改善指示書により行うものとする。

２　市長は、法第３６条第２項の規定により水道技術管理者を変更すべきことを勧告するときは、様式第１６号の勧告書により行うものとする。

（給水停止命令）

第１２条　市長は、法第３７条の規定により給水を停止すべきことを命じるときは、様式第１７号の給水停止命令書により行うものとする。

（立入検査等）

第１３条　市長は、法第３９条第２項又は同条第３項の規定により、必要があると認めるときは、設置者から当該給水施設の管理について必要な報告を徴し、又は、当該職員をして当該施設若しくは設置者若しくは維持管理者の事務所に立ち入らせ、当該給水設備、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

第１４条　法第３９条第４項の身分を示す証明書は、様式第１８号の水道法立入検査証とする。

（台帳の備付け)

第１５条　市長は、様式第１９号の専用水道台帳を備え付け、専用水道に関する所要事項を記載し、その状況を明らかにするものとする。

（その他)

第１６条　この規則に定めるもののほか、専用水道及び簡易専用水道の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に埼玉県専用水道規制事務取扱要綱の規定により専用水道布設工事の設計が施設基準に適合している確認を受けた者は、第３条の専用水道布設工事設計確認通知書の交付を受けた者とみなす。